

入 札 説 明 書

栃木県保健福祉部医療政策課が実施する「令和 7（2025）年度栃木県在宅医療実態調査業務」の委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（以下「本書」という。）による。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 令和 7（2025）年度栃木県在宅医療実態調査業務
- (2) 委託業務内容 詳細は仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8（2026）年 2 月 13 日（金）まで
- (4) 履行場所 委託業者事務所内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、大分類（N 通信、情報処理）、小分類（情報関連サービス）の資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 本件入札に係る競争参加資格確認申請書の提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) この公告をした日から起算して前 5 年以内の期間に、国又は地方公共団体が発注した同種の業務を元請け契約し、履行した実績を有する者であること。
- (5) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続き等

(1) 入札の実施方法

本件入札は、栃木県物品等電子調達実施要領（令和 4（2022）年 4 月 1 日適用）（以下「電子要領」という。）及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和 4（2022）年 4 月 1 日適用）（以下「運用基準」という。）に基づき、電子入札システムを利用した電子入札により実施する。

ただし、運用基準の 2 に該当する場合は、紙入札による参加を例外的に認め、紙入札で参加する者（以下「紙入札者」という。）は、本書の 4 で定める内容を遵守しなければならない。

(2) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1-20

栃木県保健福祉部医療政策課（在宅医療・介護連携担当）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「閉庁日」という。）を除く。）

電話番号：028-623-3046

E-mail：zaikairenkei@pref.tochigi.lg.jp

(3) 競争参加資格の確認等

本件入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次のとおり、競争参加資格の確認を受けること。

ア 競争参加資格確認申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

入札参加希望者は、令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）午後 3 時までに、競争参加資格確認申請書及び本書の 2（4）の実績が確認できる資料を電子入札システムにより提出し、審査を受けること。

ただし、添付ファイルの容量が 3MB を超える場合又は提出する資料の特性上電子化できない書類が含まれる場合は、電子入札システムで提出書類通知書（別紙 4）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認める。この場合には、提出書類一式を、同期限までに、本書の 3（2）に必着で郵送（書留郵便）又は持参により提出し、電子入札システムによる提出との分割は認めない。

イ 審査結果の通知等

競争参加資格の審査結果は、令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）午後 3 時までに、競争参加資格確認結果通知書を電子入札システムに登録して通知する。

なお、競争参加資格の審査に当たっては、本書の 2（4）の実績（受託業務の履行状況等）について委託元に確認することがある。

ウ 留意事項

提出期限以降に、入札執行者が指示した補正以外の理由による書類等の差し替え及び再提出は認めない。

また、競争参加資格の確認を受けた者であっても、本件入札の入札日及び開札日において、本書の 2 の入札参加資格を満たしていない場合は、競争参加資格を有しないものとする。

(4) 入札等

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）午後 3 時までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。

イ 入札方法

本書の 1（1）の件名で、総価で入札に付すること。

ウ 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 再入札

1 回目の入札が不調となった場合は、2 回目の入札（再入札）を実施する。

再入札の実施は電子入札システムにより通知し、入札参加者は、入札執行者が指定する日時までに、電子入札システムにより 2 回目の入札書を提出すること。

再入札を実施しても落札者が決定しないときは、再入札において最も低い価格で入札した

者と協議の上、決定する。

オ 入札の辞退

入札を辞退する場合は、令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）午後 3 時までに、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。

なお、令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）午後 3 時までに入札書が電子入札システムに登録されない場合及び入札執行者が指定する再入札の日時までに 2 回目の入札書が電子入札システムに登録されない場合は、いずれも入札を辞退したものとみなす。

カ 留意事項

入札書の提出後は、当該入札書の引換え、変更及び取消を認めない。

また、入札辞退書の提出後は、当該入札辞退書の取消、撤回を認めない。

(5) 開札の日時及び場所等

令和 7（2025）年 9 月 5 日（金）午後 3 時に、本書の 3（2）の場所において、電子入札システムにより開札を行う。

なお、開札時に入札参加者の立会いは求めないが、立会いを希望する場合は、令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）午後 3 時までに、本書の 3（2）の電話番号又は E メールアドレスに連絡し、入札執行者の確認を得ること。

また、立会い時には、競争参加資格確認通知書の写しを持参し、代理人が立会う場合は、委任状（別紙 6）を併せて持参すること。

(6) 質問等

仕様書等に関する質問がある場合は、公告日から令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）午後 3 時までに、電子入札システムにより当該質問を登録すること。

ただし、入札手続き等事務手続きに関する質問を除き、同期間外の質問や、指定する様式及び方法によらない質問は受け付けない。

質問の内容及びその回答は、令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）午後 3 時までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(7) 入札説明会

入札説明会は開催しない。

4 紙による入札参加について

本件入札に紙入札で参加を希望する者は、本項の内容を遵守すること。

(1) 基準

電子要領、運用基準、別紙「紙入札の手引き」及び本書の規定による。

(2) 紙入札において使用する様式

紙入札者は、本入札に参加するに当たり、必要に応じて次の様式を使用すること。

ア 競争参加資格確認申請書（別紙 1）

イ 競争参加資格確認結果通知書（別紙 2）

ウ 紙入札方式参加承諾願（別紙 3）

エ 入札書（別紙 5）

オ 委任状（別紙 6）

カ 入札辞退届（別紙 7）

キ 質問書（別紙 8）

(3) 紙入札による参加方法

本書の 3 で定める競争参加資格確認申請書、質問書及び入札書の提出期限の 2 日前（閉庁日を除く。）の午後 3 時までに、本書の 3（2）の場所に、紙入札方式参加承諾願（別紙 3）を電子メール等により提出し、入札執行者の承諾を得ること。

ただし、次のアからウに掲げる事由により紙入札を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願（別紙 3）の提出期限を、本書の 3 で定める上記提出書類（入札書等）の提出期限当日まで延長できる。

ア 天災、その他の不可抗力により電子入札システムの操作ができない場合

イ 電子入札システムの故障及び通信障害等の原因が、県の責めに帰すべき事由による場合

ウ 電子入札システムの利用者登録が完了している者であって、かつ I C カードの破損等やむを得ない事情があると認められる場合

なお、承諾の可否については、本書の 3 で定める上記提出書類（入札書等）の提出期限前日（閉庁日を除く。）までに電子メール等により通知する。

ただし、上記アからウに掲げる事由により紙入札を希望する場合は、承諾の可否についての通知期限も提出期限当日まで延長できる。

また、紙による入札参加の承諾を得た場合は、以後、本件入札において電子入札システムによる書類の提出を認めない。

(4) 紙入札による書類の提出方法

紙入札者による各提出書類の提出方法については、本書の 3 に定める内容のうち、電子入札システムを使用する部分について、次のとおり読み替えて対応する。

なお、本件入札における郵送（書留郵便）とは、当日消印有効扱いではなく、指定された提出期限及び場所に必要書類が必着するものとする。

ア 競争参加資格確認申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）午後 3 時までに、本書の 3（2）の場所に、電子メール、郵送（書留郵便）又は持参により競争参加資格確認申請書（別紙 1）及び本書の 2（4）の実績が確認できる資料を提出すること。

競争参加資格の審査結果は、令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）午後 3 時までに、競争参加資格確認結果通知書（別紙 2）を電子メール等で送付して通知する。

イ 入札書及び入札辞退届の提出期限、提出場所及び提出方法等

紙入札者は、令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）午後 3 時までに、本書の 3（2）の場所に、別紙「紙入札の手引き」に従い作成した入札書（別紙 5）を持参すること。

ただし、持参することが難しい場合は、事前に本書の 3（2）に定める電話番号又はメールアドレスに連絡し、入札執行者の確認を得た上で、例外的に郵送（書留郵便）による提出を認める。

また、入札を辞退する場合は、令和 7（2025）年 9 月 4 日（水）午後 3 時までに、本書の 3（2）の場所に郵送（書留郵便）又は持参により入札辞退届（別紙 7）を提出すること。

なお、同期限までに本書の 3（2）の場所に有効な入札書（別紙 5）が到着しない場合は、

入札を辞退したものとみなす。

ウ 再入札の方法

再入札の実施は電子メール等により通知し、紙入札者は、入札執行者が指定する日時までに、本書の 3 (2) の場所に、別紙「紙入札の手引き」に従い作成した 2 回目の入札書（別紙 5）を持参すること。

ただし、持参することが難しい場合は、事前に本書の 3 (2) に定める電話番号又はメールアドレスに連絡し、入札執行者の確認を得た上で、例外的に郵送（書留郵便）による提出を認める。

なお、入札執行者が指定する再入札の日時までに、2 回目の入札書（別紙 5）が到着しない場合は、入札を辞退したものとみなす。

エ 質問等

仕様書等に対する質問がある場合は、令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）午後 3 時までに、本書の 3 (2) の場所に、電子メール、郵送（書留郵便）又は持参により質問書（別紙 8）を提出すること。

質問の内容及びその回答は、令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）午後 3 時までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

5 その他の留意事項

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に係る入札公告、本書、仕様書、契約書（案）、設計書様式等を熟覧の上、入札すること。

なお、仕様書等に疑義がある場合は、本書の 3 (6) により質問を行うことができるが、入札後、仕様書等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 本件入札に係る文書に使用する言語は日本語（数字はアラビア数字）に限り、金額の表示も日本国通貨に限るものとする。

- (3) 紙入札における入札書（別紙 5）及び委任状（別紙 6）における入札参加者又は代理人の印については、スタンプ式の押印を認めない。また、紙入札において代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙 6）に押印した印を用いること。なお、紙入札における入札書（別紙 5）に誤謬がある場合は、二重線で訂正し、訂正印を押印すること。ただし、入札書の金額の訂正は認めない。

- (4) 本件入札に必要な資料等の作成及び提出等に係る一切の費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

- (5) 天災その他必要と認められる理由により競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、本件入札を延期又は取り止めることがある。また、県（発注者）側のシステム障害により電子入札システムによる電子入札を実施することができない場合に、本件入札を電子入札から紙入札に移行することがある。これらの場合において、県は、入札者の損害に責を負わないものとする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、その入札書は無効とする。この認定は入札執行者が行うものと

し、入札参加者は一切異議の申し立てができないものとする。

ア 本書の2の入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札したとき

ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札がなされたとき

エ 電子要領第19条に掲げる入札がなされたとき

オ 紙入札において、入札書又は委任状に不備があるとき

カ 紙入札において、入札書等の金額表示に誤字、脱字等があり、意思表示が確認できないとき

キ 紙入札において、入札参加者が入札する場合は、入札書等に入札参加者本人の氏名、押印がないとき。代理人が入札する場合は、入札参加者の氏名、代理人であることの表示、氏名、押印のない、又は不明瞭なとき。（代理人が入札等を行う場合は、入札参加者の押印は不要である。）

ク 紙入札において、入札書等の金額を訂正して入札したとき

ケ 紙入札において、入札書等の金額以外の部分を訂正し、訂正印の押印のないとき

7 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法

有効な入札書等を提出した者のうち、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときには、電子くじにより落札者を決定するものとする。

また、開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の範囲内で入札書等を提出した他の者のうち、最低の価格で入札等を行った者を落札者とすることがあるため、入札者は入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 入札書に記載された金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとき

イ その者と契約することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められるとき

(2) 落札者決定の通知

落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札者に対して落札決定を通知するとともに、入札参加者に対して落札者名及び落札金額を通知する。

なお、紙入札者には、原則、本書の3（2）において口頭で通知する。

(3) 落札者決定の取消し

落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わない場合は、落札者の決定を取り消すことができる。

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 最低制限価格の有無
無し

10 契約内容等
契約書（案）のとおり。

11 その他
本件入札に関する照会先は、本書の３（２）とする。

（栃木県保健福祉部医療政策課）